

## 長崎県介護保険審査会（第2合議体）結果

1. 日 時

平成25年12月10日（火曜日） 10:30～12:00

2. 場 所

長崎県国保会館6階 会議室

3. 出席委員

實原委員 小林委員 占部委員

4. 議 題

要介護認定に関する処分に対する審査請求

5. 会議結果

別紙「介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県介護保険審査会の  
裁決の概要について」のとおり。

(別紙)

介護保険法に基づく審査請求に係る長崎県介護保険審査会  
の裁決の概要について

1. 審査請求人 長崎市在住の女性（80歳代前半、第1号被保険者）

2. 処分庁 長崎市

3. 審査請求書受理日 平成25年4月24日

4. 審査請求の趣旨

審査請求人は、要支援2の認定を受けていたが、ADL（生活機能）低下によりサービスが不足するとして、要介護状態区分・要支援状態区分変更認定申請を行ったが、心身の状態等から、現在認定している区分と変わらないとして却下された。

認定調査員の認定調査票は、事実と反する虚偽の記載があるため、審査を請求し、処分の取り消しを求める。

5. 処分庁の弁明の趣旨

本件処分は、厚生労働省の基準に基づき認定調査を実施し、認定審査会において適正な審査判定を行った結果である。

よって本件処分には、違法不当な点がないため、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

6. 裁決の日付 平成25年12月10日

7. 裁決の内容（要旨）

<主 文>

本件処分を取り消す。

<裁決の理由>

処分庁が行った審査請求人に対する要介護状態区分・要支援状態区分変更認定申請を却下する処分については、認定調査において、一部不十分な点が見受けられた。

従って、このような認定調査に基づく認定は適正であるとは認められない。